平成２４年（フ）第３７３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町２番16号　プリセント武之橋202号
債務者　橋本　聖久
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市天保山町７番１―506号
債務者　若林　初則
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５９号
鹿児島県姶良郡湧水町北方2245番地
債務者　嶽　　政俊
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目９番14号
債務者　今村　愛子（旧姓隈元）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
長野県上伊那郡南箕輪村724番地19
債務者　山崎　寿重
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５３号
長野県上伊那郡飯島町田切2376番地
債務者　小林　正信
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第３１９号
堺市南区三原台３丁40番４―302号、申立時の住所奈良市大森西町17番４号
債務者　那須　弥生（旧姓相葉・内園）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０８号
盛岡市三ツ割５丁目４番12号
債務者　佐藤　辰也
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２２２号
岩手県北上市相去町十二の木70番地１
債務者　田口　卓義
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２３４号
岩手県二戸郡一戸町中山字家向39番地
債務者　上山　秋夫
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２３９号
盛岡市本町通２丁目８番25―106号
債務者　川端はるか
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０１号
広島県福山市加茂町字北山2498番地１、旧住所岡山県倉敷市玉島乙島6926番地　森分借家北中
債務者　星川こと　山本　節子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６２号
高知県四万十市右山天神町６番22号
債務者　芝　　典史
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６３号
高知県四万十市津蔵渕369番地
債務者　加用太一郎
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６４号
高知県四万十市津蔵渕369番地
債務者　加用三枝子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第６５号
高知県四万十市具同5305番地６　グレードハイツ２―402号
債務者　森　　美穂
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第２５７号
青森県下北郡東通村大字砂子又字新田12番地１
債務者　古川　夕子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで　青森地方裁判所民事部破産係